

訪問介護事業所の皆様へ

「特定事業所加算」を取得しませんか!!

※介護労働安定センターが、**無料**で、取得支援を行う専門家（社会保険労務士）を派遣します。

特定事業所加算は、「質の高い人材を揃え、質の高いサービスを提供し、介護度の高い利用者にサービスを提供」できる事業所の**“証し”**です。

<参考> 特定事業所加算の取得状況(横浜市、令和8年1月1日時点)

※横浜市では、
令和8年1月現在、
半数を超える事業所が
加算を取得しています。

事業所数	無	有			
		457(52.3%)			
		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
873	416 (47.7%)	129 (14.8%)	320 (36.7%)	6 (0.7%)	2 (0.2%)

加算を取得すれば、以下のメリットがあります。

- ①**加算による収入増加** ... 加算(Ⅰ)：所定単位数の20%加算
(Ⅱ)： // 10%加算
(Ⅲ)： // 10%加算
- ②**利用者満足度の向上**
- ③**職員の処遇改善** ... (Ⅰ)or(Ⅱ)を取得すれば、処遇改善加算Ⅰを算定可能
- ④事業所の**信頼性・ブランド力の向上**

加算を取得するためには、**体制要件、人材要件、(重度利用者対応要件)**を整備することが必要です。
横浜市では、特定事業所加算取得を促進し、訪問介護事業所の経営安定化を支援します。
下記の支援内容をご一読のうえ、是非、当個別相談をご利用ください！

《専門家による個別相談》

対象施設・事業所	相談時間・回数・実施方法	実施期間
加算 未取得 および 加算 (Ⅱ)～(Ⅳ) 算定事業所	時間：1回あたり 1.5時間程度 回数：1事業所あたり 2回まで 実施方法： 対面 (事業所を訪問、センターへ来訪) オンライン 電話(事前予約による日時指定制、 1回30分～)	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (申込期限：3月14日)



- 当個別相談は、**全て無料**です(横浜市がコンサルタント費用を負担します)。
- 相談をご希望の方は、裏面の「個別相談申込書」に必要事項を記入し、

メール※又はFAXでお申し込みください。

(※メールの方は、裏面の必要事項をメール文に箇条書きで記入し、下記アドレスへ送付ください。)

★個別相談には回数に限りがございますので、お早めにお申し込みください。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 **介護労働安定センター 神奈川支部**

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016

E-mail: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

HP: <https://www.kaigo-center.or.jp>



ホームページ



FAX

045-212-0016 介護労働安定センター神奈川支部 行

(メールでお申し込みの方は、下記申込書の必要項目を簡条書きで記入し、
メールアドレス: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jpへお送りください。)

横浜市委託事業「令和8年度 横浜市**特定事業所加算**取得促進支援事業」
(受託実施:公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部)

浜・高

個別相談(無料)申込書

申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
現在の 特定事業所 加算の区分	■ 下記の中から該当するもの、いずれか1つに○をつけてください。 加算(Ⅱ) ・ 加算(Ⅲ) ・ 加算(Ⅳ) ・ 未取得		
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
E-mail			
担当者名		役職	
支援をご希望 の内容	■ 該当するものに○をご記入下さい。(複数選択可) 1. 訪問介護の特定事業所加算の制度概要について 2. 算定要件(体制要件、人材要件、重度者対応要件)について 3. 各算定要件への取り組み方について 4. 算定のための手続について 5. その他(相談内容について具体的にご記入下さい。 []		
希望 相談日程	第1希望 月 日 (: ~ :) 第2希望 月 日 (: ~ :) 第3希望 月 日 (: ~ :)		
希望 相談方法	オンライン ・ 電話※ ・ 訪問 (相談者の事業所 ・ 神奈川支部) (※電話相談は、事前予約と日時指定が必要です)		

※「個別相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、当センター職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。